一（高温高圧用鋳鋼品）及び日本産業規格G五一五二（低温高圧用鋳鋼品）並びにこれらと同等以上の機械的性質を有するもの	
四　三の項以外の鋳鋼品	○・六七を前条の表一の項又は四の項の規定から求めた値に乗じて得た値
五　非鉄金属鋳造品	○・八を前条の表一の項の規定から求めた値に乗じて得た値

2　前項の表三の項の鋳鋼品の種類及び化学成分の含有量の値は次の表によるものとする。

鋳鋼品の種類	化学成分							
	炭素	マンガン	りん	硫黄	けい素	ニッケル	クロム	銅
SC三六〇及びSC四一〇	○・二五	○・七○	○・〇四	○・〇四	○・六○	○・五○	○・五○	○・五○
SC四五〇及びSC四八〇	○・三五	○・七○	○・〇四	○・〇四	○・六○	○・五○	○・五○	○・五○

備考

一　各成分の単位は、パーセントとする。

二　炭素の含有量の値が表中の値より○・○一減少するごとにマンガンの含有量の値は、一・一○を超えてはならない。

三　ニッケル、クロム及び銅の含有量の合計の値は、一・○を超えてはならない。

（外面に圧力を受ける板の最小厚さ）

第三十六条　外面に圧力を受ける胴等の板の厚さは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める算式により算定した値以上としなければならない。

一　（略）

二　球体

$$t=\frac{PR}{BC}+\alpha$$

（この式において、Rは、球体の外半径（単位　ミリメートル）を表すものとする。）

(イ)　（略）

（外面に圧力を受ける板の最小厚さ）

第三十六条　外面に圧力を受ける胴等の板の厚さは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める算式により算定した値以上としなければならない。

一　（略）

二　球体

$$t=\frac{PR}{BC}+\alpha$$

（この式において、Rは、球体の外半径（単位　ミリメートル）を表すものとする。）

(イ)　（略）